

第 1 1 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 5 月 1 6 日

上富良野町農業委員会

第11回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成30年5月16日(水) 午後7時00分から午後8時05分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	10	井村 悦丈
11	長谷川裕見	12	井村 昭次	13	青地 修

4 欠席委員

9	對馬 徹				
---	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番、井村悦丈 委員に合わせ、ご唱和ください。

對島委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第11回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、8番、三好利和 君、10番、井村悦丈 君を指名いたします。

議 長 日程第2、「報告第1号、農地法第5条第の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

1番
地番〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内2筆です。地目について、公簿地目が畑と山林、現況地目が畑と畑になっております。面積については2筆合計で9,076㎡。転用の目的については火山灰の採取。計画内容は土量6,521㎡を採取する計画です。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。転用者は富良野市字〇〇〇〇の〇〇〇〇会社さんです。転用に事由ですが、農業委員会における議決日が平成30年4月10日、翌日11日に送達しまして、4月25日に回答を受けております。許可日については4月27日、許可番号は上富農委第5-30-1で許可したところです。

報告第1号について、発言はありませんか。

議 長 「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3、「報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

1番

貸主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、公簿地目は田、現況も田です、面積は3,854㎡、解約の申し出は合意解約で、農地法3条による農地法使用貸借期限が平成29年4月1日から平成30年3月31日をもって合意解約となりました。

2番

〇〇線〇〇号の貸主が〇〇〇〇さん、借主が長野県〇〇郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は田、面積は4,913㎡、こちらも農地法3条による賃貸借が平成30年4月1日をもって合意解約となりました。

3番

貸主は長野県〇〇郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他3筆、地目は田と畑、面積の合計は15,369㎡、こちらも農地法3条による賃貸借が平成30年4月1日をもって合意解約となりました。

4番

貸主は〇町〇丁目〇〇番〇〇の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他4筆、地目は田、面積の合計は36,818㎡、こちらも農地法3条による賃貸借が平成29年11月30日をもって合意解約となりました。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第4、「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

事務局長

平成 30 年 5 月 16 日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第 1 号朗読。

所 4

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、〇〇〇〇番〇〇他、田 3 筆となっております、面積の合計は 1 2 9, 7 6 3 m²、内容は売買、対価については 1 0, 5 0 7 千円です。

議 長

諮問第 1 号、所 4 について、提案に関する補足説明を願います。

「11 番、長谷川裕見 委員」

長谷川委員

11 番、長谷川です。所 4 について、補足説明いたします。

4 月 23 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買 1 件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いと、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いの 2 箇所となります。

〇〇は〇〇地区なので本来は〇〇で斡旋会を行わなければならないのですが、今回、出し手も受け手も同一人なので一緒に〇〇〇〇で行いました。

〇〇地区の土地ですが、復路地となっております、今回、〇〇〇〇さんも復路地を了承しております。農道の通行許可書を作りまして、土地の所有者から了解をもらっており、立ち会ったということで佐藤委員と私の署名と捺印をして、斡旋会を開いております。

単価ですが、〇〇地区は両サイドが傾斜なので 7 0, 0 0 0 円、真ん中が傾斜が緩いので 8 0, 0 0 0 円、ちょうど 1/2 なので、トータルで 7 5, 0 0 0 円で斡旋しております。また、〇〇地区の〇〇〇〇番〇〇は傾斜がきついので 8 0, 0 0 0 円、〇〇番が 9 0, 0 0 0 円となり斡旋会をしました。また、この土地は両方とも牧草が植わっており、牧草を作物の対価として、土地代とは関係ありませんが、反当 5, 0 0 0 円をみてもらっております。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。

議 長

議長の私が発言していいのかわかりませんが、この案件、ちょっと不味い事が今の話の中ではあるかなと思います。確かに現時点では、復路地を今度所有する方と合意は出来ておりますが、これが第 3 者に売ったりした場合に通行許可書は生きないのです。農業委員会としては復路地は極力ダメですよ、復路地になるような斡旋の仕方はダメですよと。

長谷川委員

それは指摘したのです。〇〇〇〇さんも前回、復路地の土地を農業委員会の斡旋で買い求めて買った。それ逆に指摘された。前回は前回で今回はダメだから、この書類をもって進めた訳です。前回は復路地であっても農業委員会で斡旋会をして〇〇〇〇さんが所

長谷川委員 有権を移転して。

議 長 絶対にダメだということはないだろうが。

長谷川委員 一応、通行許可証ということで。

議 長 それは、代が変わろうが、人が変わろうが、ずっと通しますというものではない。

長谷川委員 今回買う〇〇〇〇さんに対しての通行していいですよということですから、所有者が変わった場合は新たな別な話になります。

谷本委員 通っていいですよって人が変わって、違う人が入って、その人がダメって言ったら困りますよね。

長谷川委員 その時は、立ち会人と話し合いはします。その文言は入ってます。

谷本委員 〇〇〇〇さんではなくて、そこに住んでいる方が、将来も住んで。

長谷川委員 住んではおりません。

谷本委員 図面は無いのですね。今回通す場所。

長谷川委員 図面はありません。

北村委員 その通る所は農道ですか。畑を通るのですか。

長谷川委員 山林です。

北村委員 道はついているのですか。

長谷川委員 当然、道はついているので通れます。

議 長 所有者が変更する場合は再度協議を行う。異議の無い場合は権利を継承する。だから、異議を出されたら権利は継承しない。通れなくなるかと。

谷本委員 山林を分けてもらえないのか。通れるように。農地ではないから。農業委員会とは別だけど、仲に入って。そうしたら困るようなことはないかと。

議 長 事前に農業会議所へ問い合わせをしておけば。今、聞くまで知らなかった。

長谷川委員 前の事務局長が作ってくれた書類で、立会人だけ佐藤さんと2名に増やただけです。

谷本委員 〇〇〇〇さんの畑の時もこのような案件が出ました。〇〇〇〇さんが買ってくれましたが。〇〇〇〇さんの家の前の道路が狭くてダメで、〇〇〇〇さん側に道をつけさせてくださいと入って、〇〇〇〇さんの道を買ってくれた。立会人は農業委員ということで自分が入った。〇〇〇〇さんも賃貸ではなく売りますと言ってくれました。今回もその部分だけ山林だったら上手く話が出来るなら復路地にならなくていいのかなと思います。

長谷川委員 それがベストですよ。

議 長 その土地を自分で道路をつけても入って行かないかと。周りが他人のものだから。だから不味いかと。

北村委員 山林としては必要な道路なのですか。

長谷川委員 山林としてではなく、畑に行くのに必要な道路であって、山林に対しては必要な道路ではない。

谷本委員 山林の面積は広いのですか。

佐藤委員 縦長に広いです。土地の所有者は元々〇〇〇〇にいた人ではなくて、他から入った方で、山林ごと住宅を買い求めて入植されている方です。

議 長 これは急ぐ案件ですか。来月ではだめですか。

事務局長 対価の支払時期が平成30年10月31日、引渡しは今日の総会の後という予定をしていたところです。

議 長 問い合わせをしたい。農業会議所に。過去にも復路地でいろいろ問題になって、復路地の農地を売るのはダメですよ。地権者が通ったらダメと言ったら一生は入ることが出来ない土地になってしまう。そういう売り方を許可するのは好ましくありませんよ。絶対とは聞いてはないが、買う人もダメと言われて入れなくなるような土地は。仲の良い時はいいですが、何かあった時は行くことすら出来ない土地になってしまう。

桑田委員 道路から農地までの距離はどのくらいありますか。

佐藤委員 〇〇〇〇さんの山林も農地に行くまでにある。100mぐらいあるかと。

長谷川委員 〇〇〇〇さんへは復路地は斡旋できない旨を。そうしたら、逆に農業委員会の斡旋会を開いてもらって買ったと言われた。

議 長 昔は制限がなかったから。現実問題として、すったもんだした案件があったとか。自分が地区の改善組合長を務めた時に、似たような話がありました。〇〇〇〇さんの土地だったか、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが手を上げたけど、片方が、お前は何所から入るのだ。と復路地だから俺しか出入り出来ないだろ。と取っていった。そういうことが現実としてあった。

長谷川委員 それは、その人が欲しくて理由をつけて自分のものにした。

谷本委員 この件は、〇〇〇〇さんとその人の山林があるのだから、〇〇〇〇さんが山林の一部、道路の所だけでもいいですよ。もう片一方の方がいいと言ってくれば復路地にならないで〇〇〇〇さんが入って行けるかと。農地でないので農業委員は話を出来ないけど。〇〇〇〇さんはいいと思う。今回、売りに出している案件だから。もう1人の方も、そこだけ分けてくれるように話をつけて、自分も斡旋会に出ていたが、話が出来ていると思っていた。詳しく知らなかった。いい方向で、測量も入れないで出来ないものか。

議 長 測量を入れなくて土地の売買は出来ないかと。

島田委員 分筆をしなければならない。

議 長 この案件は、1ヶ月先送り、保留ということで、事務局の方から農業会議所の方に問い合わせをして、復路地の案件はどのように対処するのか問い合わせをしてもらってからの方が間違えはないかと。

いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

議 長

1ヶ月保留でお願いします。

議 長

日程第5、議案第1号、「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長

議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成30年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示〇〇〇〇番〇〇他3筆、地目は田と畑、面積の合計は15,369㎡、譲渡人は長野県〇〇郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号〇〇番〇〇の〇〇〇〇さん、売買となりました。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他2筆、地目は田と畑、面積の合計は14,286㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号〇〇番〇〇の〇〇〇〇さん、こちらは賃貸借となりました。

3番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は田、面積は3,854㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、使用貸借となりました。

4番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は田、面積は10,606㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、使用貸借となりました。

5番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他3筆、地目は畑と田、面積の合計は68,634㎡、出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

6番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他7筆、地目は畑、面積の合計は21,994㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、受け手は河西郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇会社さん、売買となりました。

議 長

議案第1号、1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番、島田政志 委員」

島田委員

7番、島田です。 議案第1号、1番、2番について、補足説明いたします。

島田委員

1 番

出し手、長野県〇〇郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号〇〇番〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、新規就農の〇〇〇〇さんへの売買となりました。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの奥さんです。名義を財産の関係上、奥さんである〇〇〇〇さんになっております。

2 番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号〇〇番〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんから新規就農の〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第1号、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。

「8番、三好利和 委員」

三好委員

8番、三好です。 議案第1号、3番、4番について、補足説明いたします。

3 番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、〇〇〇〇さんへの使用貸借となりました。

三好委員

4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、〇〇〇〇さんへの使用貸借となりました

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号、3番、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて議案第1号、4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第1号、5番、6番について、提案に関する補足説明を願ひます。

「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員

4番、佐藤です。 議案第1号、5番、6番について、補足説明いたします。

5番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇線の〇〇〇〇さん住宅の南側となります。

〇〇〇〇さんの再処分により〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

続きまして、議案第1号、6番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

受け手、河西郡〇〇村〇〇〇〇の〇〇〇〇会社さん

所在地は、〇〇〇〇の下で、〇〇〇〇道路の北側となります。

〇〇〇〇さんの経営地の合理化に伴い、〇〇〇〇会社さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 議案第1号、5番、6番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。続いて議案第1号、6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成30年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

7番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は畑、面積は6,666㎡、出し手は上川郡美瑛町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

議 長 議案第2号、7番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番、佐藤です。 議案第2号、7番について、補足説明いたします。

出し手、上川郡美瑛町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇〇〇道路の北側で〇〇〇〇との境界となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号、7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7、議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長

議案第3号について、ご説明いたします。

北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。

平成30年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇の1筆、公簿地目は田、面積は693㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者も同じです。今回、現況証明のために〇〇〇〇番〇〇から分筆を行い、〇〇〇〇番〇〇が分筆されました。この分筆された部分は、現況は昭和52年頃から建物敷地として使用されており、その状況については、数年前の調査で判明したところ、今回、分筆を行ったことから地目変更登記のための証明の依頼となりました。

2番

〇〇〇〇番〇〇の1筆、公簿地目は宅地、面積は387.08㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者も同じです。平成13年の4月から農地として利用しており、今回、農地への地目変更登記のための証明の依頼となりました。

3番

〇〇〇〇番〇〇他3筆、公簿地目は畑、面積は3,147㎡、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請者も同じです。平成8年に農地法4条の許可を受け農業用倉庫等を建設しましたが、今回、地目変更時のための証明の依頼となりました。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。

11番、長谷川裕見 委員

長谷川委員 1 1 番、長谷川です。4 月 2 3 日に谷本委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇地区の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号です。
土地の経過については、事務局の説明通りです。
公簿上は農地ですが、農地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 3 号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第 3 号、2 番について、提案に関する補足説明を願います。
2 番、北村啓一 委員

北村委員 2 番、北村です。5 月 1 日に井村昭次委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇地区の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号道路南側です。
現地確認したところ、畑となっています。
登記の公簿は宅地ですが、農地に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 地目ですが、畑になっているとの説明でしたが、ここに農地と記載されています。田とか畑とか草地とかではなく、農地でいいのですか。

事務局長 田とか畑とか地目を指定するものではなく、農地として認める表現をしている。

議 長

転作絡みがあるから、田になるか畑になるかわからないかと。地目が設定されていない段階かと。農地として認めてくださいとのこと。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6番、桑田です。5月1日に井村昭次委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さんの住宅の北側です。
現地確認による現地の状況は、農業用倉庫が建っておりまして、農地としては認められない状況です。
登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第11回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後8時05分

上記第11回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成30年5月17日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____